

Q31 知的障害者の福祉施策に関する法律は、どのようなものがありますか。その概要を教えてください。

障害者についての施策の基本理念を定めた法律が障害者基本法であり、知的障害者もその対象になります、

さらに、その具体的な内容は個別の法律で定められており、18歳以上の知的障害者については、「知的障害者福祉法」の適用を受けます。

また、18歳未満の知的障害者（知的障害児）は、「児童福祉法」の適用を受けます。

その他、「母子保健法」、「地域保健法」、「児童福祉法」、「学校教育法」、「障害者の雇用に関する法律」等があります。

これらの法律の中で、在宅福祉施策と施設福祉施策が定められています。

それを一覧表にすると次のようになります。

障害児・知的障害者に対する在宅福祉政策の概要（厚生白書より）

施策の種類	障害児施策	知的障害者施策
早期発見 早期療育	先天性代謝異常の検査 健康診査(乳児、1歳6か月児、 3歳児) 育成医療の給付	
通所事業 通園事業	障害児各種通園施設・通園事業 重症心身障害児(者)通園事業	知的障害者援護施設(通所) 知的障害者日帰り介護・活動 (デイサービス)事業 同 左
在宅 サービス	補装具の交付・修理 日常生活用具の給付等 訪問介護(ホームヘルプサービス) 事業 短期入所(ショートステイ)事業 障害児(者)地域療育等支援事業	同 左

社会参加		知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム) 知的障害者生活支援事業 「障害者の明るい暮らし」促進 事業 知的障害者スポーツの振興 知的障害者通所援護事業
就労関連		職親制度
総合的 サービス	相談指導(児童相談所等)	療育手帳制度 同 左 (福祉事務所等)